２０１９年（令和元年）１０月　１日

　市民並びに市内事業者の皆様へ

福山市長

（経済環境局環境部）

リサイクル工場への「畳」の持込みについて（お願い）

日ごろから本市環境行政にご理解とご協力をいただき，大変ありがとうございます。

　さて，本市では「畳」を建築廃材として，リサイクル工場への持込み及び処理を行ってきておりますが，「畳」については，日用品である家具類（燃やせる粗大ごみ）と併せての処理が非常に困難であり，また，処理についても時間を要する，いわゆる「処理困難物」としての取扱いとしております。

　近年，一般家庭及び事業者から「畳」の持込みが頻繁にあり，リサイクル工場での処理が追いつかず，蓄積された「畳」が投入口付近まで切迫し，燃やせる粗大ごみその他ごみの受入作業に支障を来たしている状態が続いているため，「畳」の持込みについては，次のとおりに改めてまいります。

　市民並びに市内事業者の皆様におかれましては，趣旨をご理解いただき，引続きごみの適正処理にご協力をいただきますよう，よろしくお願いします。

【**「畳」の持込みについて**】

**持込みできる量**　　１事業者（個人）当たり　**１日１０枚**まで

　　　　　　　　　　　（4等分に切断した畳であれば1日20枚まで）

**実　 施 　日**　　　**２０１９年（令和元年）１０月１５日（火）**から

**※ 既設の建物を解体・改築及びリフォームする場合に発生する畳（解体業・建築業その他内装業者が取り扱う，「産業廃棄物」に当たるもの）は，市の施設には持込むことができません。**

**近ごろでは，代行屋・便利屋などの一般廃棄物収集運搬許可を持たない業者へのごみ処理依頼や，「産業廃棄物」に該当するごみの持込みが多発しています。**

次のことなどに関し，違反又は違反に係る虚偽の申告をした場合は，「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により，**５年以下の懲役もしくは１千万円以下の罰金またはその両方**により厳しく処罰されますのでご注意ください。

* **事業者が無許可業者にごみ処理を委託すること**
* **無許可でごみを業として収集運搬すること**
* **「産業廃棄物」を一般廃棄物と偽って市の施設へ持込むこと（不法投棄に当たる場合があります。）**

【問合わせ先】

　環境施設課　　084-954-4170　　／　　廃棄物対策課　084-928-1073